

十四 仮名遣復古から新仮名遣の

改良整理へ (昭和八年六月)

日下部 重太郎

単行本『現代国語思潮』(昭和八年六月)の第一序説の三として書かれたもので、仮名遣い問題の歴史を述べつつ、現代語の標準音を表音的な仮名遣いで表すことの不当でないことを説いたもの。日下部重太郎(一八七六—一九三八)は東京高等師範学校教授。

(一)

歴史的仮名遣 何れの国語も、本来は語音を発音的に表記したものだ。我が国語もやはり同じ事で、本居宣長が古事記伝に説いてある通り、奈良朝前から平安朝の天曆時代までの仮名遣は発音的であつた。時代の推移につれて発音に著しい変遷が出来て、言葉の本体である発音と仮名の因襲的表記との間に差異を生じたものが、歴史的仮名遣とも古典的仮名遣とも呼ばれてゐるのだ。

音便仮名遣 世界の或国々では後世に国語の綴字の大刷新を行つたが、それほど無くても、一般に国語の綴字は、多少と

も古典的綴字の変更を免れない。我が国語においても、天曆時代以後には目立つて発音的仮名遣が加味されてゐる。例へば「笄」は本は髮搔、であり、仮名では「かみがき」と綴つた。倭名抄に「加美賀岐」と明記してある。その語音が變じて「かうがい」となると、源氏物語などにその通り「かうがい」と書いてある。この類は国学者が正常な音便仮名遣として承認してゐるものだ。倭名抄などの「かはほり」(蝙蝠)を拾玉集などに「かうもり」と書き、万葉集などの「加賀布流」即ち「かがふる」(被る、蒙る)を土佐日記や宇津保物語などに「かうぶる」(名義抄によつて「ぶ」が濁音であること明かだ)と書いてあるのも、同類の音便仮名遣だ。ところで、その後更に語音が變じて、「かうがい」を「こうがい」といひ、「かうもり」を「こうもり」といひ、「かうぶる」を「こうむる」といふやうになつた。これも音便であるはずなのに、これらは別に転呼音と呼ばれ、発音では正当とされてゐるが、仮名遣としては許してゐない。(尤も「こうむる」の「む」の如きは承認されている。)こゝにおいて音便仮名遣といふ至極調法な安全弁はその機能を失ひ、仮名遣はぱつたり行きづまつてゐる。実に惜しむべき事だ。

(二)

定家仮名遣 平安朝の中ごろから鎌倉時代に至つては、段々と古典的仮名遣が確実に知られ難くなつて、古典的仮名遣が正しく行はれ難くなつたことは、大矢博士の仮名遣及仮名字体

沿革史料などを見ても明かである。そこで、当時の国語研究の代行ともいふべき伝統的歌学びの道において、迷ひ易い部分の仮名遣の手引を必要とするに至り、歌道の権威たる定家卿の校閲を得たといふ「定家仮名遣」が出来た。それは或部分の仮名遣であり、独断的ながらも、多少は当時の発音を考慮した仮名遣であつた。「定家仮名遣」は歌道を中心として連歌や俳句や文章の中に行はれて、江戸時代にまで世に用ひられてゐた。兼好や宗祇や芭蕉や近松の如き文学者の自筆物またはその伝写物を見れば、それは歴然たる事だ。

仮名遣復古

古典的仮名遣の紛乱をなげいて顕正復古の旗を挙げたのは、古典に明かな契沖の和字正濫抄である。今日から観れば、契沖の説の正しいことは明かだが、その時の世の中は直ぐに之になびいて来なかつた。その後には賀茂・本居らの国学者が起る時に至つて、契沖の説が国学者に是認され、補正され、段々と世の中に復古的仮名遣が弘まるやうになつた。仮名遣の顕正復古の事は、古典を学び、歌道を修め、擬古文を作り、又は国語学を研究する人達の必ず成さねばならぬ事である。契沖を始め国語諸先哲の我が国語における功業は、実に偉いものであり、大いに敬謝すべきである。

(三)

国語教育と仮名遣

明治政府が新に国民教育を創めた時に、当局者は国語本位で教育を施す方針を立て、小学校にも国文法が課

せられたのである。その国語といふのは文語であり、仮名遣は古典的のものを用ひた。これは時に取つて当然の事であつた。なぜかといふに、当時はまだ現代語が興らず、国語学は幼稚であり、従つて標準語・標準音の研究調査の出来てゐない時であつたから、政府は江戸時代の国語諸先哲が研究整理して置いた古典的仮名遣で文語を以て国語教育統一の標準としたのは、時に取つて適當であり、已むを得ない事だつたらである。

発音的仮名遣

しかしながら仮名遣は本来発音的であり、時代の推移につれて発音的に改修されるのが適當である。現代の国語学と新教育とが段々と進んで来て、国民教育のため、また広く国民文化のため、発音的仮名遣で口語を以て国語教育を統一し国語を發展させようといふ思潮の起り来つたのは、当然の趨勢と認めるべきだ。果然明治十一年の頃千葉師範学校長那珂通世氏は、国語の学習を平易にするため、文部省発行の単語図や連語図などにおいて、動詞の語尾の外の仮名遣は、之を発音的に改めて教授することを試みた。明治十四五年には仮名説の諸団体が起り、十六年には「かなのくわい」の大同団結となり、その中の「ゆきのぶ」は発音的仮名遣で仮名文を綴ることを主張し、「ぶんのかきかた」といふ取定書を發表した。十九年発行の末松謙澄氏著「日本文章論」にも、発音的仮名遣に改めることを適當とし、欧文沿革考を参考とした。

二十六年前後に国語教育の振興に努めた井上毅文相の「梧陰存稿」にも、字音仮名遣の不必要を説いてある。二十八年に上田万年氏は欧洲諸国の綴字改良論を紹介して、我が国の仮名遣問題を刺戟した。三十二年に帝国教育会の内に設けられた国字改良部の仮名調査部においては、従来の仮名遣をやめて一切発音のまゝに写すやうにと議定した。この問題は、段々と文政の当局者を動かした。

(四)

文部省の字音
仮名遣改定

さて明治政府が仮名遣改定の実行の端を開いたのは、三十三年八月山県内閣の樺山文相の下に沢柳普通学務局長の時、小学校令施行規則で以て字音仮名遣を発音的に改めたことである。その要点は、長音を書くのに「こー」「きゅー」の如く長音符を用ひ、拗音の仮名を「きゃ」「きゅ」「きょ」の如く右によせて小さく書き、「ゐ・ゑ・を・ぢ・づ」を「い・え・お・じ・ず」に合併した事である。この改定に対しては、賛成論者の中にも、字音仮名遣と国語仮名遣との關係において、方法上の不備を認めたのである。それで賛否の両論者が教育方面を始として盛に起つた。高等師範学校では伊沢校長が諸教官に調査をさせて、三十四年に同校「尋常小学校国語科実施方法要領」を発表し、その中に、口語文においては字音語のみならず国音語にも新令の仮名遣を適用することゝした。

文部省の仮名遣
全体改定の提案

文部省は世論のやかましいのに反省して、三十八年桂内閣の久保田文相の時に、国語仮名遣改定案と字音仮名遣改修案とを作り、之について高等教育会議を始として教育方面に諮問した。本案は、口語にも文語にも適用し、大体は発音的で、長音符を用ひるけれども、用言の語尾だけには「う」を用ひる事にした。また本案に添へた別案は、本案よりは保守的な所を持つてゐた。諮問に対して、府県師範学校六十校からの答申の大半は、本案賛成二十四校、別案賛成二十四校、改定再調希望四校、改定延期希望三校、改定不可二校、等であつた。帝国教育会は、用言の語尾にも長音符を用ひ、改定仮名遣は口語文に適用するのを本則とし、文語の作文にも許容するといふ修正附の賛成。国語調査会は長音表記に「あ」「い」「う」の三種を用ひ、拗音表記の「や」「ゆ」「よ」も促音表記の「つ」も小さく書きわけず、「ゆー」「きゅー」等の表記を「いう」「きう」等とし助詞の「は」「へ」「を」を保存する事等の保守的修正を加へ、口語だけに適用する事として賛成。高等教育会議は、なほ慎重な研究を要するとして決定を延期したのである。

臨時名仮遣
調査委員会

三十九年に内閣がかはり、西園寺内閣の牧野文相は、国語調査委員会の答申を原案として高等教育会議に諮問して賛成を得たが、保守の反対意見が起つたので、四十一年五月文部省に臨時仮名遣調査委員会を設け、新に仮名遣

改定案を作つて之を諮問した。本案では、字音仮名遣は大体発音的で、長音を「おう」「きよう」「ゆう」の例に、ウ列拗音の長音を「きう」「しう」の例に、「ゐ・ゑ・を」「い・え・お」に改め、国語仮名遣は語尾活用と助詞との旧仮名遣を保存し、その外は字音仮名遣と等しく発音的に改めようとした。さうして新旧両仮名遣を並び行はせて自然の淘汰に一任し、新仮名遣の許容といふことで仮名遣問題を解決したいといふ意向を示した。さうして賛否両方の委員らの論戦が継続された。

字音仮名遣改定廃止と世論

その論戦中、四十一年七月に内閣がかはり、第二次桂内閣の小松原文相は、九月に小学校令施行規則中の新字音仮名遣等を削除し、十二月に調査未了のまま臨時国語調査委員会を廃止した。八年間実施の新字音仮名遣が、調査修正の態度に出られないで、突然と委員会共に廃止されたので、教育方面を始め世論がやかましく起つた。文部省は、仮名遣は時勢の進歩につれて整理すべきことは勿論だから、なほ慎重な研究を積んで目的を達するはずだと訓令し、又さらに、字音仮名遣のため学習を難渋にし児童を苦しめないやう、繩墨に拘泥せず、便宜に平易な仮名遣を許容して教授せよと訓令した。即ち、仮名遣問題を復旧で打切としないで、文部省はこの問題を将来に解決すべく公約したのだ。

(五)

臨時国語調査会の仮名遣改定案

姑息の処置によつて仮名遣問題が宿題と

されたので、国語教授上の不安に堪へず、大正三年四月帝国教育会主催の全国小学校教員会議において、小学校では歴史の仮名遣を廃して発音的仮名遣を用ひることを可決して、之を文部大臣に建議した。同年十月教育調査会は、教育の内容改善について、国語国字国文を平易にすることを調査するため、有力な機関を設けるやう文部大臣に建議した。大正五年六月から文部省内で保科孝一氏主任となつて国語調査の事が始められ、十年六月原内閣の中橋文相の時に、文部省に臨時国語調査会が設けられ、同会の三大調査事項の一として仮名遣の整理改良に着手された。十三年十二月に至つて同会は、仮名遣改定案を可決した。その凡例は、

一、本案ハ大体東京語ノ発音ニヨリ、ナオ地方ニオケル

モノヲ考慮シテ整理シタノデアル。

二、本案ハ主トシテ現代文(口語・文語)ニ適用スル。

三、固有名詞オヨビソノ他特殊ナ事情ノアルモノハ、シ

バラク従前ノ通トスル。タゞシナルベク本案ノ仮名

遣ニヨル。

四、外国語ノ表記ハ別ニ定メル。

本案は、これまで幾度か試みられた幾多の改定案を参酌して出来たものである。その要点は、長音表記に「あ」「い」「う」の三種を用ひ、拗音表記の「や」「ゆ」「よ」と促音表記の「つ」とは右側下に小さく書き(特別の場合には小さく書かないでも

可い)、「ゆー」「きゅー」等の表記を「ゆう」「きゅう」等とし、「銀杏・学校・法被」の表記を「ぎんなん」「がっこう」「はっぴ」等とし、従前の「ゐ・ゑ・を・ぢ・づ・くわ・ぐわ」の仮名遣は「い・え・お・じ・ず・か・が」と書くことである。

しかしながら、改定期に善処する趣意を以て、本案は助詞の「は」「へ」「を」を保存する事とし、更に昭和六年五月に「じ」「ぢ」「ず」「づ」の用ひ方に一部分の特例を追加することを可決した。その特例とは、二語の連合で生じた「はなぢ」(鼻血)「みかづき」(二日月)「さるぢえ」(猿智慧)「はぢゃや」(葉茶屋)の如き、同音の連呼で生じた「ぢぢみ」(縮)「つづみ」(鼓)の如き、異音で濁る「地」「治」の二つの「ぢ」は、元のまゝとする事である。

歴史的仮名遣の尊重

そも／＼臨時国語調査会設置の趣旨が、普通の国語に関する事項を調査する事にあるからには、仮名遣改定案は之を古典にまで及ぼすべきでなく、古典研究においては十分に歴史的仮名遣を尊重すべきは無論の事である。さうして国語の辞書や仮名遣書においては、必要に応じて古今の有らゆる仮名遣を明記して対照すべきである。仮名遣の改定といふ事に往々誤解が有つて、甚だしきは古典の仮名遣を根絶するかの如き杞憂を抱く人があるやうだ。とんでも無いことだ。我等は飽くまでも古典的即ち歴史的仮名遣を尊重するのみならず、更に従来の疑問仮名遣をも研究して、諸先哲の

未造詣の所にも達するやうに努めねばならぬ。

(六)

音便仮名遣の拡張

もし仮名遣改定といふ声がむくつけくきこえるなら、余輩は寧ろ国学者風のやさしい称へを以て、音便仮名遣のひろまりといふことで、仮名遣問題を解決したいと考へる。前代の発音的仮名遣即ち後世からいふ歴史的仮名遣と、その後著しく語音の変化したものととの間の差異を見て、従来国語を説く人が何と云つて之を説明してゐるか。それは「音便」「連声」または「転呼音」といふ事である。その定義を尋ねると、

一、音便とは、二音を連呼するとき発音の便に随つて音を変ずるもの。例へば、「書きて」を「書いて」「宜しく」を「宜しう」「読みて」を「読んで」「取りて」を「取つて」といふ類。

二、連声とは、前にある鼻音又は促音に連れて転呼するもの。例へば「因縁」を「いんねん」「三位」を「さむみ」「出来」を「しゆつたい」といふ類。

三、転呼音とは、或仮名の音を他の仮名の音に転呼するもの。例へば、「粟」を「あわ」「鯉」を「こい」「吸ふ」を「すう」「家」を「いえ」「顔」を「かお」「井戸」を「いど」「杖」を「つえ」「終る」を「おわる」「王子」を「おうじ」

「今日」を「きよう」「鯨」を「くじら」「鶉」を「うずら」「喧嘩」を「けんか」「願書」を「がんしよ」といふ類。

右の三種の分類の定義は実に不分明である。「音便」の定義を発音の便に随ひ音を変へて言ふこととすれば、広く「連声」をも「転呼音」をも包含し得るわけである。それなのに、狭義の「音便」と「連声」との仮名遣は、凡そ国学者を始め一般に承認されてゐるけれども、「転呼音」といはれるものは、僅少の例を除く外は、まだ多くは承認されてゐない。いかにも偏頗な承認と謂はば謂はれる事で、一方を承認して他方を承認しないといふ絶対の理由は立たないのだ。もし語原の立場から「転呼音」の仮名遣を拒否するとすれば、狭義の「音便」の仮名遣をも不可とすべき理づめになる。

転呼音の仮名遣の承諾

畢竟、問題の発音的仮名遣は音便の仮名遣の拡張と認識すべきものだ。その拡張といふのは、広義の音便として「転呼音」の仮名遣をも承認する道を開き、仮名遣の行きづまりを打開することだ。しかし、之を承認するのには、適當の機関によつて調査し整理されることを要する。臨時国語調査会の仮名遣改定案は、保守的熱心家から好かれてゐないが、また発音的仮名遣の熱心家からも、姑息な案として余り喜ばれてゐないやうだ。何分にも数多の委員によつて査定されたのだから、或熱心家が単独に考へるやうに成らなかつたことが推察される。しかし真に将来の国語のためを思へば、

今後においても、修正すべき事項が認められれば、当然修正されるであらうし、又さうされることを切望する。

真の仮名遣復古

回顧すれば、明治の新国民教育が始められてから二十年近くまでは、文語体で国語教授を行つたのだが、文運の進歩は、遂に現代帝都の東京語を標準とし、主として口語体で国語教授を行ふ勢となつて今日に至つた。実に盛なるかなだ。思ふに明治の初期に古典的仮名遣を国民教育に採用したのは、形式的に王朝の仮名遣を復興させたのだ。王朝の国文は言文一致の発音的仮名遣であつたが、後世から見ると、文語の古典的仮名遣となつてゐる。だから形式的に古典的仮名遣を復興させることは、かへつて古典の本質にかなはない。真に本質的に精神的に古典的仮名遣を復興させるのは、現代の標準語を発音的仮名遣で記すことである。現代の国語とその教育に目ざめた人々が、国民教育を始として現代語の発音的仮名遣を主張し、その主張が段々勢力を増大しつゝあるのは当然の事だ。